

若年がん患者在宅療養支援事業



横須賀市では、令和7年4月1日から、40歳未満の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で最後まで安心して自分らしい生活ができるよう、在宅サービス利用料の一部を助成します。

■助成の対象となる人 次のすべてに当てはまる人

- (1)横須賀市住民基本台帳に登録がある 40歳未満の人
- (2)がんになり患した者のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した人
- (3)在宅での療養にあたり助成の対象となるサービスを受ける必要がある人
- (4)市税の滞納がない人
- (5)横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）に規定する暴力団員等ではない人
- (6)他の公的な助成制度（※）を受けていない人

※他の公的な助成制度とは、障害福祉サービス、介護保険サービス、小児慢性特定疾病の日常生活用具給付事業等になります。

■助成の対象・助成金額

サービスの種類		助成内容
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います	<u>上限額 54,000 円</u> (1 か月にかかった費用総額の 9 割を助成。 <u>上限額を超えない場合でも 1 割は自己負担が生じます。</u>)
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします	
福祉用具貸与 福祉用具販売	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることや購入ができます	

※助成の開始は、申請した月の1日からになります。過去に利用したサービスや入院した場合は助成対象になりません。

※生活保護世帯は、1割負担分も含め、上限6万円の助成になります。

■登録申請から助成金交付までの流れ

1. 登録申請と決定

次の必要書類を市にご提出いただき、申請内容の審査完了後、市から登録決定通知書を郵送します。

- (1) 横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書
- (2) 横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書
- (3) 本人及び代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナ保険証、資格確認書等）の写し

2. 助成金の交付申請

次の必要書類を市にご提出ください。

- (1) 横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書
- (2) 実績報告書
- (3) 助成対象経費に係る領収書、助成対象とするサービスに係る費用明細書の写し（助成対象者の氏名が記載されたもの）
- (4) 請求書
- (5) 振込口座がわかる書類（通帳等の写し）

交付申請に必要な書類は1か月分ごとに作成が必要ですが、複数月分をまとめてご提出いただくことは可能です。

市への請求期限はサービス利用した月の月末から1年以内です。

申請内容の審査完了後、市から交付決定通知書を郵送します。指定の口座に利用料を振り込みます。

■がんに関する相談窓口：がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者や家族からのがんの治療や療養生活全般についての心配事など、がんに関わるご相談が無料でできます。

市内のがん相談支援センター（1病院）

横須賀共済病院 「がん相談支援センター」

住所：横須賀市米が浜通 1-16

時間：月～金 9：00～16：00（祝祭日・年末年始・創立記念日（3月第2週金曜日）は休み）

電話：046-822-2710（代表） 内線 6427

まずはお電話で「がん相談について」とお話しください。原則予約制です。

■提出先・お問い合わせ

横須賀市民生局健康部健康管理支援課の窓口へ直接提出または郵送で提出ください。

〒238-0046

横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ3階

横須賀市民生局健康部健康管理支援 市民健診・がん対策推進担当

電話番号：046-822-4307 FAX：046-845-6871

E-mail：kenshin-hchp@city.yokosuka.kanagawa.jp

申請書のダウンロードは
こちらからできます

